

(別紙5)

北海道における効果的な捕獲に係る市町村連携計画（評価報告）
（効果的捕獲促進事業）

1 対象指定管理鳥獣の種類、計画の実施期間及び対象地域

指定管理鳥獣名	ニホンジカ（エゾシカ）
実施時期	令和6年12月～令和7年3月
連携市町村名	浦河町、様似町
事業費	7,700,000円

注1：対象市町村は、協議会に参加する市町村とする。

注2：対象市町村の位置が分かる図を添付すること。

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の目的・目標、実施状況、効果、課題等

事業実施箇所である、にしちや鳥獣保護区の位置する浦河町の令和5年度（2023年度）のシカによる農林業被害額は約5,600万円で、日高管内全体における被害額4億6,600万円の約12%を占めている。

また、事業実施箇所は、周辺一帯からのエゾシカの逃避場所となっており、積雪期には、陽当たりが良く積雪が非常に少なくなる南斜面にエゾシカが集中し、下層植生の衰退が著しく進行している。

しかし、事業実施箇所内に日本中央競馬会日高育成牧場があり、銃の使用が難しいことから、地元狩猟者による捕獲ができない状況にある。

このため、わな猟での捕獲により、事業実施箇所想定される越冬数300頭のうち、75頭を捕獲することを目標に事業を実施した。

注：捕獲によって軽減・低減したい被害・密度（目的・目標）とそのために必要な捕獲数、捕獲の実施状況、目的・目標に向けた事業の効果及び課題等を記載すること。

3 連携体制

協議会の名称及び 設立年月	構成機関の名称	役割分担
令和4年12月	北海道日高振興局	協議会運営全般、 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の実施
	浦河町、様似町	被害状況の把握 町の事業による捕獲対策の検討 町内猟友会等の利害関係者調整 指定管理鳥獣捕獲等事業実施候補地の選定

注：既に協議会規約が策定されている場合は、添付すること。

4 市町村との連携の目的・具体的な取組内容・効果等

町と連携し、地域住民への連絡周知、実施候補地の選定や利害関係者との調整を行うことで、事業を円滑に実施することができた。

また、複数町と情報共有を行ったことで、本事業に対する理解醸成や捕獲対策への協力推進につながった。次年度以降は隣接町において新たな候補地での捕獲を検討するなど、取組を推進することができた。

注：2の課題等を踏まえた市町村との連携による効果的な捕獲の目的と取組（実施場所、実施内容、捕獲組織・体制、捕獲方法、市町村の連携方法等）、想定される効果等を具体的に記入すること。

5 技術の効果の検証・評価方法/結果

目撃数、捕獲数及び植生被害に起因する地形侵食の度合い等から、想定していた生息数より少ない生息数であったと考えられるほか、車両や人の気配に強く警戒しているエゾシカが顕著であったため、目標達成が困難であった。

そのほか、事業実施後に希少種による事業実施方法の制限があったことが、捕獲数の減少につながったことが考えられた。

このため、有識者との連携を強化し、情報の蓄積を進めていくことが重要である。

注：3及び4を踏まえ、実施結果の確認方法や目的・目標に対する効果の検証・評価方法を記入すること（事業終了後の評価報告においては、その評価結果を具体的に記入すること。）。

6 その他

注1：市町村との連携に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

(別紙5添付)

効果的捕獲促進事業（市町村連携タイプ）対象市町村位置図



日高南部地域（浦河町・様似町）指定管理鳥獣対策協議会規約

令和4年12月15日施行

（名 称）

第1条 この協議会は、日高南部地域指定管理鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）という。

（目 的）

第2条 日高南部地域（浦河町・様似町）において、北海道がエゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「当事業」という。）を効果的に実施するに当たり、関係機関による連携協力を図るとともに、地域内の被害防止に向けた調整を行うことを目的とする。

（所管事務）

第3条 協議会は前条に掲げる目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）被害状況、被害対策、捕獲情報等の収集と蓄積
- （2）効果的な捕獲に取り組むための調査、研究
- （3）捕獲効果の検証・評価
- （4）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に関する助言
- （5）その他協議会が定める業務

（協議会会員）

第4条 協議会の会員は別紙に掲げる者をもって組織する。

（運 営）

第5条 協議会には会長を置く。会長は北海道日高振興局保健環境部環境生活課長とする。

- 2 協議会の開催は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長は、協議会の座長を務めるものとする。
- 5 会長は必要があると認める場合は、専門家等に協議会への出席を求めることができる。
- 6 会長は、指名により職務代理者を置く。

（事 務 局）

第6条 協議会は、事務局を北海道日高振興局保健環境部環境生活課に置く。

（そ の 他）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年12月15日から施行する。

別紙

	団体名	会 員	備考
1	北海道日高振興局	保健環境部環境生活課長	会長
2	浦河町	産業課長	
3	様似町	産業課長	